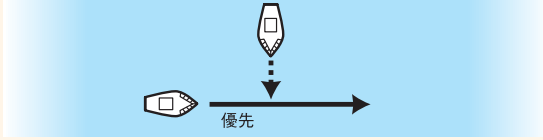


河川特有の通航方法とは？

「右側通航のルール」や「衝突をさけるための動作ルール」などの海上衝突予防法に基づく通航方法の他に、以下のような河川特有の通航方法を新たに定め、より安全で秩序ある水面利用を図っていきます。

(河道を横断する動力船の通航方法)

第四条 河道を横断する動力船は、河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、河道を横断する動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。



(支流川を通航している動力船の通航方法)

第五条 河道が交差している地点において、支流川を通航している動力船は、本川を河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、支流川を通航している動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。



(運転不自由船の措置)

第六条 運転不自由船は、運転不自由に至ったときに速やかに停泊又は係留しなければならない。この場合、水門、橋梁又は取水排水施設付近以外の区域に停泊又は係留するよう努めなければならない。

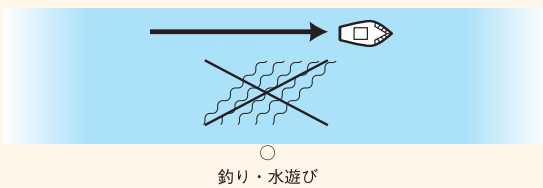


(動力船の通航方法)

第七条 動力船は、通航又は船着場等への接岸にあたっては、接触又は航走波による次に掲げる支障を与えないよう努めなければならない。

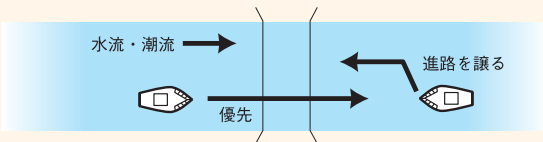
- (一) すれ違いその他の通航等における他の船舶等の通航への著しい支障
- (二) 漁業、ボートこぎ、釣り、水遊びその他の河川の使用への著しい支障
- (三) 河川、河川管理施設又は工作物の損傷
- (四) 河川内の工事への支障
- (五) 河川環境の悪化

なお、上記(三)及び(四)の支障を与えないため、以下について遵守すること。
 イ 通航にあたっては、出航前に通航する区間における河川の状況並びに河川管理施設及び送電線、橋梁等の設置状況を確認するとともに、河川管理施設又は工作物の設置を知らせる表示等に注意して通航しなければならない。
 ロ 送電線、橋梁等の横断工作物の下部を通過する際には、当該工作物に損傷を与えないよう努めなければならない。また、送電線、橋梁等の横断工作物の周辺を通航又は停泊する際には、当該工作物に接触しないよう注意しなければならない。
 ハ クレーン船等の起重装置が装備されている船舶は、作業現場以外を通航する際には、クレーンボーム等の起重装置を格納固定し、又は通常の作業において可能な範囲で低位に固定しなければならない。



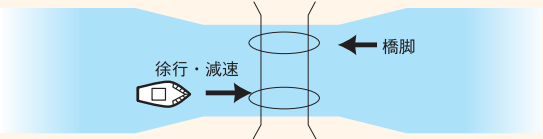
(すれ違いが困難な場所を通航する動力船の通航方法)

第八条 動力船は、橋脚間の短い橋梁の下部その他の船舶等のすれ違いの困難な場所においては、水流、潮流に逆航するものが進路を譲らなければならない。ただし、通過する動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。



(見通しなどが悪い場所・船舶が輻輳する場所を通航する動力船の通航方法)

第九条 動力船は、見通しの悪い河道のわん曲部、狭い箇所若しくは河道が交差している地点付近、桁下高の低い橋梁の下部、橋脚間の短い橋梁の下部、閘門付近、船着場付近若しくは船舶等の輻輳する場所を通航し、又は他の船舶等に接近した時は、徐行又は減速しなければならない。



(事故が発生した場合の措置)

第十条 船舶等の衝突、座礁、沈没その他の事故を起こした当事者は、できる限り速やかに他の船舶等の通航を妨げないよう措置するとともに、河川、河川管理施設又は工作物を損傷し、若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の日時、場所、概要等を河川管理者に届けなければならない。



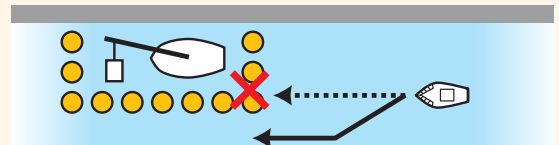
(沈没船舶等の表示)

第十一条 船舶等その他物件が沈没して他の船舶等の通航に支障を及ぼすおそれがある場合には、その船舶等又はその物件の管理者は、日の出から日没までの昼間は紅色の旗を掲げ、日没から日の出までの夜間は紅色の灯火を見えやすい箇所に掲げる等その存在が認識できるように努めなければならない。



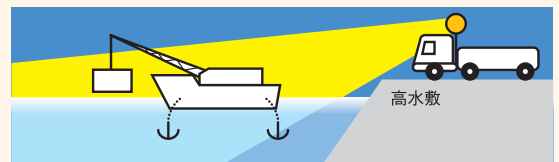
(河川工事区域等の通航の制限)

第十二条 船舶等は、黄色の浮標で明示した河川内の工事の区域を通航してはならない。ただし、当該工事に係る船舶等はこの限りでない。



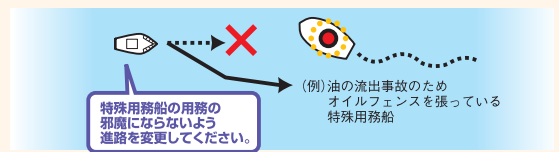
(作業水域の表示)

第十三条 作業船は、日没から日の出までの夜間、作業している場所を探照灯により照射する等作業中であることが認識できるようにしなければならない。



(特殊用務船舶の特例)

第十四条 船舶等(特殊用務船舶を除く。)は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、特殊用務船舶の進路を妨げてはならない。
 2 特殊用務船舶がその用務を行うため、やむを得ない必要がある場合には、第五条から第八条、第十二条、第十三条及び第三章の規定を適用しない。ただし、特殊用務船舶は、その時の特殊な状況により必要とされる注意を払わなければならない。



(特殊用務船舶の灯火の表示)

第十五条 特殊用務船舶は、その用務を行っている場合には、原則として紅色の警光灯を表示する等、その用務を行っていることが認識できるようにしなければならない。



用語について

- 動力船とは、機関を用いて推進する船舶(機関のほか帆を用いて推進する船舶であって帆のみを用いて推進しているものを除く。)をいう。
- 作業船とは、次に掲げる操縦性能を制限する作業に従事しているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
 - (1) 河川工事、通航標識等の敷設、保守又は引揚げに係る作業
 - (2) しゅんせつ、測量その他の水中作業
 - (3) 水面清掃、架橋工事等の水面上の作業
- 運転不自由船とは、船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
- 特殊用務船舶とは、河川管理者の業務に使用する船舶、消防の業務に使用する船舶、警察の業務に使用する船舶、海上保安の業務に使用する船舶その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶をいう。